

1. 農用地・水路・農道等の地域資源維持および農村環境保全のため草刈りや水路の泥上げを実施。

- ・草刈り：4/25～10/14（延べ7回）
- ・水路の泥上げ：3/21（農業組合の手溝堀と共催）



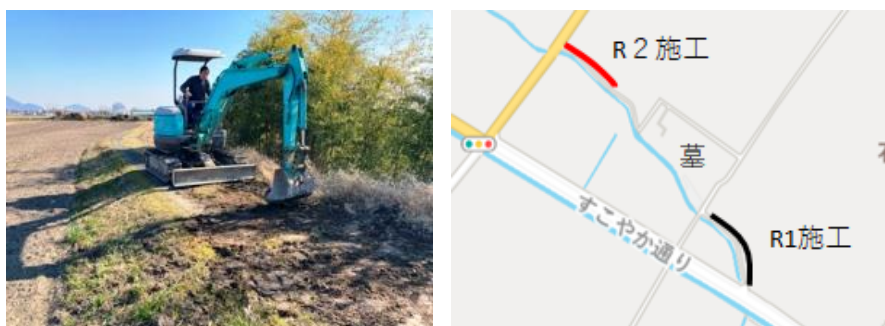
2. 施設の適切な管理のため、異常気象時に点検を実施。

- ・（豪雨後の）水路の点検：9/7（台風7号通過後）



3. 農道への砂利の補充など、通行の障害となる程度の路面の補修を実施。

- ・農道の補修：2/7（L58m×W2.2m） ☆外注



4. 農業者のための技術研修会に参加。

- ・施設の点検・診断などの研修会：12/6（参加者1名）



1. 収入の部

区 分	当初予算額 ①	最終精算額 ②	増減額 (②-①)	備 考
借入金	200,000	200,000	0	営農組合から
農地維持 支払交付金	237,160	237,160	0	守山市から
その他		9	9	寄付金
合 計	437,160	437,169	9	

2. 支出の部

区 分	当初予算額 ①	最終精算額 ②	増減額 (②-①)	備 考
返済金	200,000	200,000	0	営農組合へ
地域資源保全 活動費	210,000	172,700	-481	農道補修 L58m×W2.2m
		22,757		刈り払い機
		6,100		除草作業料1名
		7,962		消耗品など
旅 費	5,000	0	-5,000	
日 当	20,000	19,000	-1,000	3/21 水路泥上げ
その他	2,160	8,650	6,490	事務・消耗品
合 計	437,160	437,169	9	

次年度への繰越額=収入額(437,169円)-支出額(437,169円)=0円

規約第23条の規定に基づき、以上のとおり報告します。

石田農地保全会 事務局長兼会計 石田良明 ⑩

監査の結果、上記に相違ないことを認める。

令和3年3月27日

監査役 松岡光一 ⑩

監査役 中西隆三 ⑩

守山市石田町に存する農用地、水路、農道等の地域資源および農村環境の保全に資する以下の活動を実施する。

1. 農用地：畦畔草刈り・法面草刈り（年数回）および異常気象時の見回り・
 応急措置
2. 水 路：草刈り・泥上げ（年数回）およびゲート類の点検、異常気象後
 の見回り・応急措置
3. 農 道：路肩・法面の草刈り（年数回）および側溝の泥上げ、路面の維
 持、異常気象後の見回り・応急措置
4. 点 検：農用地・水路・農道（年数回）
5. その他：農業者による検討会、研修会の実施および地域住民との交流会
 並びに研修会への参加

1. 収入の部

区 分	当該年度 予算額①	前年度 予算額②	増減額 (②-①)	備 考
借入金	200,000	200,000	0	営農組合から
農地維持支払 交付金 ※	237,160	237,160	0	守山市から
合 計	437,160	437,160	0	

※：対象面積 1,078a×交付単価 2,200円/10a

2. 支出の部

区 分	当該年度 予算額①	前年度 予算額②	増減額 (②-①)	備 考
返済金	200,000	200,000	0	営農組合へ
地域資源保全 活動費	210,000	210,000	0	
旅 費	5,000	5,000	0	
日 当	20,000	20,000	0	水路泥上げ
その他	2,160	2,160	0	事務・消耗品
合 計	437,160	437,160	0	

役職名	氏名
代表	石田佳寿 (継続)
副代表	石田良明 (継続)
監査役	松岡光一 (継続)・中西隆三 (継続)

(規約抜粋)

第5条 農地保全会に、代表1名、副代表1名、事務局長兼会計1名、監査役3名を置くこととする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、事務局長兼書記は、代表が指名するものとする。

第6条 役員の任期は、3年とする。

……現任期=平成30年度～令和2年度

赤字：役員改選後

事務局長兼会計は副代表が兼務